

件名：電力の供給(竹田車庫整備場)

(¥5,895,624)

単価契約依頼明細書

令和8年度

税区分	課税	税率	10.00%
-----	----	----	--------

No. 1	物品番号					金額	¥2,634,272.40
品名 規格	基本料金(常時電力) 特記なし						
数量	1,668	単位	kW	単価	¥1,579.30		

No. 2	物品番号					金額	¥862,061.30
品名 規格	電力量料金(夏季)(7月1日～9月30日) 特記なし						
数量	48,842	単位	kWh	単価	¥17.65		

No. 3	物品番号					金額	¥2,399,291.00
品名 規格	電力量料金(その他季) 特記なし						
数量	142,900	単位	kWh	単価	¥16.79		

No.	物品番号					金額	
品名 規格							
数量		単位		単価			

No.	物品番号					金額	
品名 規格							
数量		単位		単価			

No.	物品番号					金額	
品名 規格							
数量		単位		単価			

No.	物品番号					金額	
品名 規格							
数量		単位		単価			

No.	物品番号					金額	
品名 規格							
数量		単位		単価			

令和8年度
電力供給に係る仕様書
(竹田車庫整備場)

京都市交通局

第1 総則

1 趣旨

本仕様書は、竹田車庫整備場に係る電力の供給における契約に基づく仕様書である。

2 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号による。

- (1) この仕様書において、需要施設とは、当該契約における電力供給場所である、竹田車庫整備場をいう。
- (2) 供給者とは、当該契約における需要施設への電力の供給を行う者をいい、当局と電力供給契約を締結する、電気事業法第2条第1項第3号に定義される小売電気事業者をいう。
- (3) 託送者とは、供給者が当該契約の需要施設に電力を供給するための、供給者と需要施設との間の電線路（送電線、配電線、変電所など）を維持、及び運用する電気事業法第2条第1項第9号に定義される、当該施設を自らの供給区域内とする一般送配電事業者をいう。
- (4) 電力会社とは、供給者及び託送者の両者をいう。
- (5) 電気主任技術者とは、電気事業法第43条に基づき選任された主任技術者をいい、当該契約における需要施設の電気工作物に対して経済産業省中部近畿産業保安監督部長に届出されている電気主任技術者をいう。
- (6) 監督員とは、京都市交通局契約規程第48条に規定する職員をいい、この契約において高速鉄道部高速車両課に所属する職員をいう。
- (7) 検査員とは、京都市交通局契約規程第50条に規定する職員をいい、この契約において高速鉄道部高速車両課長をいう。

第2 仕様概要等

当該契約における需要施設の概要と供給電力の仕様は次のとおりとする。ただし、文頭に□や■のある項目については■のものを適用し、□のものは適用しないものとする。

1 需要施設概要

- | | |
|-------------|---------------------------|
| (1) 対象建物 | 別添資料1のとおり |
| (2) 需要場所 | 別添資料1のとおり |
| (3) 業種及び用途 | 竹田車庫整備場（関西電力「高圧電力B S」に該当） |
| (4) 電気主任技術者 | 別添資料1のとおり |

2 供給電力の仕様

(1) 電気方式等

- | | |
|--------------------|-----------|
| ア 電気方式 | 別添資料1のとおり |
| イ 標準電圧 | 別添資料1のとおり |
| ウ 計量電圧 | 別添資料1のとおり |
| エ 標準周波数 | 別添資料1のとおり |
| オ 受電方式 | 別添資料1のとおり |
| カ 設備容量 | 別添資料1のとおり |
| キ 蓄熱設備 | |
| (ア) 蓄熱設備容量 | 別添資料1のとおり |
| (イ) 蓄熱専用計量装置の計量電圧 | 別添資料1のとおり |
| ク 発電設備 | |
| (ア) 非常用発電設備 | 別添資料1のとおり |
| (イ) 常用発電設備 | 別添資料1のとおり |
| ケ アンシラリーサービス料金対象容量 | 別添資料1のとおり |

(2) 契約電力、予定使用電力量

ア 契約電力

- | | |
|---|-----------|
| (ア) 契約電力（常時電力） | 別添資料1のとおり |
| その1月の30分最大需要電力と前11月の30分最大需要電力のうち、いずれか大きい値をその1月の契約電力とする。 | |
| (イ) 契約電力（予備電力） | なし |

イ 予定使用電力量

別添資料1のとおり

令和8年4月計量日から令和9年4月計量日の前日までの使用量見込み

ただし、実際に契約期間中に使用される電力量は、この値を上回り、又は下回ることができるものとする。また、その予定使用状況については次の各電力使用実績のとおりとする。

- | | |
|-----------------------------|-----------|
| (ア) 各月の電力使用実績（最大需要電力、使用電力量） | 別添資料2のとおり |
|-----------------------------|-----------|

- (イ) 自家発電設備停止時の補給電力使用実績 なし
- (3) 契約期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日24時まで
(令和8年4月計量日から令和9年4月計量日の前日まで)
- (4) 需給地点 別添資料1のとおり
- 需要場所構内に本市が設置した引込高圧開閉器電源側接続点（引き込み）
□ 需要場所周辺の託送者高圧区分開閉器負担側接続点（出迎え）
□ 需要場所における当局受電室内の託送者による地中引込線立上り接続点（地中化）
- (5) 電気工作物の財産分界点
需給地点に同じとする。
- (6) 保安上の責任分界点
需給地点に同じとする。ただし、取引用計量装置は託送者の責任とする。
- (7) 計量日及び計量
ア 各月の計量日は供給者との協議によりあらかじめ定めた日とする。
イ 計量期間は前月計量日の0時から当月計量日の前日の24時までとする。
ウ 計量は供給者が設置する計量装置により記録された値によるものとする。
エ 計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首及び期末の計量及び計量期間の取扱いについては、協議によりあらかじめ定めることとする。
- (8) 電気料金の算定期間
電気の使用に対する代金（以下「電気料金」という。）の算定期間は、前月の計量日から当該月の計量日の前日までの期間とする。ただし、計量日を1日以外の任意の日に定めた場合、契約期間の期首から直後の計量日の前日までの期間、また直前の計量日から契約期間の期末までの期間の取扱いについては協議によりあらかじめ定めることとする。
- (9) 料金制度
ア 料金制度は、基本料金と電力量料金に基づく二部料金制など供給者にて設定することができるものとする。
イ 供給者は、その1月の平均力率により料金の割引、及び割増を行うことができるものとする。
ウ 供給者は、電気料金の算定の基礎となる燃料費等の変動により電力料金単価を変更する必要がある場合は、その変動額に応じた料金の割引及び割増（燃料費調整単価）を行うことができるものとし、供給者が入札時に設定し、積算に用いた算定式を契約期間適用する。ただし、みなし小売電気事業者（関西電力株式会社）の燃料費調整単価を超えない範囲で設定するものとする。
エ 供給者は、卸電力市場価格を反映した市場価格調整単価に基づき算定した金額（市場価格調整額）を加算・減算することができるものとし、供給者が入札時に設

定し、積算に用いた算出式を契約期間適用する。ただし、みなし小売電気事業者（関西電力株式会社）の市場価格調整単価を超えない範囲で設定するものとする。

オ 再生可能エネルギー発電促進賦課金については、供給者が定める約款の規定によるものとし、供給者は、その代金を請求することができるものとする。ただし、入札価格の算定には、考慮する必要はないものとする。

(10) 平均力率

ア 平均力率の算定は、その月の午前8時から午後10時までの時間における平均の力率とする。単位は%とし、小数点以下第1位を四捨五入する（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は100%とする。）。

イ 平均力率の算定式は次のとおりとする。

$$\text{平均力率} = \text{有効電力量} / \sqrt{((\text{有効電力})^2 + (\text{無効電力量})^2)}$$

ウ 契約期間における当該施設の予定平均力率は100%とし、入札金額はこの予定平均力率を用いて算定するものとする。

3 一般事項

(1) 注意事項

ア 供給者は、仕様書に明記のない場合又は疑いを生じた場合においては、監督員と協議する。

イ 供給者は、仕様書によることが困難又は不都合な場合は、監督員と協議する。

ウ 供給者は、当該契約内容を変更しようとする場合は、監督員と協議のうえ、その承諾を得る。

エ 供給者は、当局が締結する別契約の関係業務について監督員の指示により、当該関係者と協力し業務の円滑な進捗を図る。

オ 供給者は、当該契約に関する業務に伴い、廃材、塵、配線屑等が発生した場合は、そのすべてを構外に搬出し、関係法令などに従い適切に処理する。

(2) 連絡体制

供給者は、当該契約締結後速やかに次の内容を記した書類を代表者の記名押印の後、監督員に提出すること。

ア 緊急時の連絡体制及び作業体制表

イ 当該契約担当者名、組織図及び連絡先

ウ 協議窓口の所在地

(3) 報告

供給者は、計量装置の検針結果をその都度、監督員に報告する。また、当該契約にかかわる不測の事態が発生した場合などについても早急に監督員に報告し、その指示を受けて調整を行う。

なお、報告は監督員の承諾を受けた場合を除き、原則として書面にて行う。

(4) 検査

ア 供給者は、当該契約の内容が完了したときは、検査員の検査を受けなければならない。

イ 前項の規定により難い場合は、検査員の指示により、中間検査をすることができる。

(5) 資料の提供

ア 供給者は、電力の使用及び電力料金に関する資料を監督員から求められた場合は、速やかに応じなければならない。

なお、資料の様式及び提出方法については監督員の指示による。

イ 供給者は、契約期間の終了に伴い契約期間中の月次毎の契約電力、最大需要電力、使用電力量等を書面で監督員に提出すること。

なお、様式及び提出方法については監督員の指示による。

4 その他

(1) 設備の状況及び変更等

当該契約期間中における需要施設の変更等における技術的な協議については、監督員、電気主任技術者、供給者及び託送者の4者によることとし、その決定については、4者の合意によるものとする。

(2) 負担金等

供給点変更などに伴う需要施設を除いた託送者設備の工事に係る費用の負担については、原則として託送者の電気供給約款等に準ずるものとする。また、需要施設の工事、保守点検作業、不慮の事故等に伴う託送者区分開閉器操作などの電力会社の作業に係る費用は、すべて供給者の負担とする。

(3) 取引用計量装置

最大電力及び使用電力量を計量する取引用計量装置（計器用変成器、積算電力量計、遠隔検針装置などの供給電力の検針に係るすべての設備を含む。）の設置、取替え、移設、並びに撤去の必要が生じた場合には、その作業及び費用負担は当局の責に帰すべき事由による場合を除き原則として供給者が行うものとし、その機器類についての保安上の責任はすべて供給者とする。ただし、設置場所は需要施設の施設内を無償で貸与する。また、遠隔検針の通信に係る一切の費用についても、すべて供給者の負担とする。

(4) 送電の停止

供給者は、電力会社の都合等により契約期間中にやむを得ず当該施設への送電を一時停止する必要がある場合には、事前に監督員、電気主任技術者と十分な協議を行い、監督員の承諾を得るものとする。また、電力会社設備の不慮の事故等に伴う当該需要設備への送電停止の際には、供給者は速やかに監督員、電気主任技術者へその原因、状況、復旧予定などの関連情報を連絡すること。

(5) 緊急時の対応

事故等による送電停止などの緊急時には、監督員、電気主任技術者から供給者に確実に連絡が取れ、現地での復旧作業などの対応が早急に可能な体制を常時設置すること。また、災害時による送電停止時には、前述の体制で監督員、電気主任技術者、託送者と協議のうえ、復旧作業に協力を行うこと。

(6) 協議窓口

当該契約期間中における当局と供給者との契約条件、契約内容変更、需要施設の設備の変更等に伴う協議窓口は、原則として京都市内とする。ただし、監督員の承諾を得た場合はこの限りではない。

5 特記事項等

(1) 使用電力量の増減予定

当該契約期間内において、当初予定している使用電力量が大幅増減する予定はない。

(2) 計画的な設備改修の予定

当該契約期間内において、大幅な既存電気設備の変更工事、電力引込の変更を伴う工事、大規模な仮設電源の供給の計画はない。ただし、災害、緊急性を伴う公共事業、その他予測不可能な事態が発生した場合はその限りではない。

(3) 施設の全体停電予定

自家用電気工作物の年次精密点検のため、毎年1回、22時頃から4時頃までの間、全体停電を行う予定である（託送者区分開閉器の開閉を伴う作業）。

(4) 本電力供給契約の長期継続契約の適用の有無

☐ 当該契約は、長期継続契約の適用が「ない」。

☒ 当該契約は、長期継続契約の適用が「ある」。

(5) 本電力供給契約の長期継続契約の適用が「ある」場合の措置

ア 当局の電気料金に係る支出予算において減額又は削除があった場合は、この電力供給契約を解除することができる。

イ アの規定により当局がこの契約を解除した場合において、供給者は、当局が令和9年度以降に支払いを予定していた電気料金を請求することはできない。

ウ 供給者は、前項に定めるもののほか、アの規定により当局がこの契約を解除したために生じた損害の賠償について、当局に請求することはできない。

別添資料1

対象建物	需要場所	電気主任技術者	電気方式	標準電圧 (V)	計量電圧 (V)	標準周波 数(Hz)	受電方式	設備容量 (kVA)	蓄熱設備		発電設備		アンシラ リーサー ビス料金 対象容量	契約電力		年間使用量(kWh)		需給地点
									蓄熱設備 容量	蓄熱専用計 量装置の計 量電圧	非常用発電設備	常用発電設備		常時電力 (kW) (年間最大値)	予備電力 (kW)	施設別	合計	
竹田車庫整備場	京都市伏見区竹田西段川原町18	電気課長	交流3相3線式	6,000	6,000	60	1回線受電	625	なし	なし	なし	なし	なし	139	なし	191,742	191,742	引き込み

別添資料2

対象建物	月ごとの使用量(kWh) [令和6年10月～令和7年9月 実績値]												最大電力(kW) [令和6年10月～令和7年9月 実績値]												契約電力(kW) [令和6年10月～令和7年9月 実績値]											
	令和7年度						令和6年度						令和7年度						令和6年度						令和7年度						令和6年度					
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
竹田車庫整備場	18,537	13,581	12,339	15,250	17,687	15,905	17,143	14,237	15,238	14,897	18,570	18,358	112	87	79	89	86	84	95	94	97	94	128	139	143	143	143	143	143	139	146	146	146	146	143	143

(指定様式)

令和 年 月 日

電力供給誓約書

(宛先) 京都市公営企業管理者
交 通 局 長

住所又は所在地
商号又は名称
代表者の職・氏名
印

令和7年12月26日付けで入札公告のありました「(単価契約)電力の供給(竹田車庫整備場)」の入札資格について適正な電力の供給に務めることを誓約します。
なお、電力の供給体制にあつては、下記のとおりであり供給可能であることを申し添えます。

記

供給体制

- (1) 供給可能電力量 (概算) k W h (年)
(2) 供給可能電力量内訳

	電力量 (年間)	発電方法・調達先等
自社発電	k W h	
	k W h	
	k W h	
他社からの買付	k W h	
	k W h	
	k W h	
その他	k W h	
合計	k W h	

- (3) (1)のうち、他の供給に要する電力量 k W h (年)

(指定様式)

令和 年 月 日

電力供給約款に関する証明書

(宛先) 京都市公営企業管理者
交 通 局 長

住所又は所在地

商号又は名称

代表者の職・氏名

印

令和7年12月26日付けで入札公告のありました「(単価契約)電力の供給(竹田車庫整備場)」の入札資格について下記の条件を満たしていることを誓約します。

記

入札に参加しようとする電気事業者が、電力の供給約款を定めている場合は、その供給約款が、供給約款を定めていない場合は、電力の供給条件が、一般送配電事業者(入札の対象施設が供給区域内にあるものに限る。)の電気供給条件(特別高圧・高圧)に準じた内容のものであること。

(添付書類)※ 電力の供給約款を定めている場合のみ添付してください。

・電力の供給約款

京都市電力の調達に係る環境配慮契約方針

(目的)

第1条 本方針は、温室効果ガスの排出の削減に配慮した契約を推進するため、本市が行う電力調達契約の締結に際し、必要な事項を定める。

(環境に配慮した電力調達契約)

第2条 「環境に配慮した電力調達契約」とは、本市が行う電力調達契約の資格の判定に際し、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に定める小売電気事業者（以下「小売電気事業者」という。）の電力供給事業における環境配慮の状況について、「環境評価項目」を基準として評価したうえで、電力の調達契約を実施することをいう。

(対象組織)

第3条 本方針は、本市の全ての所属及び本市が設立した地方独立行政法人が電力を調達する際に適用する。

(適用除外)

第4条 本方針は、再生可能エネルギー（再生可能エネルギー源（エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律第2条第3項に規定する再生可能エネルギー源をいう。）を利用して得ることができるエネルギーをいう。）比率100%電気を調達する場合には適用しない。

2 再生可能エネルギー比率100%電気とは、京都市地球温暖化対策条例施行規則第4条に規定される再生可能エネルギー電気としての価値が付与された電気が100%であるものをいう。

(環境評価項目)

第5条 本方針における環境評価項目は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の開示状況
- (2) 電気供給状況
 - ① 1kWh当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（事業者全体））
 - ② 未利用エネルギーの活用状況
 - ③ 再生可能エネルギーの導入状況
 - ④ 需要家への省エネルギー・節電に関する情報提供の取組

(評価)

第6条 本市が行う電力調達契約を希望する小売電気事業者は、前条に定める環境評

価項目を、別紙「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」により算定し、その評価点等を「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」(様式)に記載し、環境政策局地球温暖化対策室に提出するものとする。

- 2 環境政策局地球温暖化対策室の電力調達契約を担当する課長(以下「課長」という。)は、小売電気事業者から提出された「京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書」(様式)の内容を確認し、各小売電気事業者の評価点を判定する。

(判定結果の通知及び公表)

第7条 課長は、判定の結果について、各小売電気事業者へ通知するとともに、必要に応じて入札担当課の長又は電力調達契約の担当課等の長へ通知するものとする。

- 2 課長は、全ての機関が環境に配慮した電力を調達できるよう、別紙「京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準」を満たす小売電気事業者及びその評価点をホームページ等で公表するものとする。

(電力調達契約の資格の確認)

第8条 入札担当課の長又は電力調達契約の担当課等の長は、課長からの通知又はホームページ等により各小売電気事業者の評価点を確認するものとする。

(方針改定)

第9条 小売電気事業者の電力供給事業における環境配慮の状況は毎年変わることから、本方針又は評価基準はおおむね1年に一度、改定することとする。

(判定結果の有効期間)

第10条 判定結果は、第9条により方針又は評価基準が改定されるまで有効とする。

(外郭団体及び公の施設の指定管理者における取扱い)

第11条 本市の外郭団体及び公の施設の指定管理者に対しては、本方針に準じた取扱いに努めるよう求めることとする。

(事務処理)

第12条 本方針に係る事務処理等は、環境政策局地球温暖化対策室において行う。

附則

この方針は、平成20年11月28日から施行する。

この方針は、平成21年11月24日から施行する。

この方針は、平成22年11月18日から施行する。

この方針は、平成23年11月17日から施行する。

この方針は、平成24年11月19日から施行する。

この方針は、平成25年11月19日から施行する。

この方針は、平成26年11月11日から施行する。

この方針は、平成27年10月16日から施行する。
この方針は、平成28年8月3日から施行する。
この方針は、平成29年11月15日から施行する。
この方針は、平成30年11月14日から施行する。
この方針は、令和元年11月8日から施行する。
この方針は、令和2年11月27日から施行する。
この方針は、令和3年10月19日から施行する。
この方針は、令和4年11月15日から施行する。
この方針は、令和5年9月13日から施行する。
この方針は、令和6年8月27日から施行する。
この方針は、令和7年7月29日から施行する。

京都市環境に配慮した電力調達契約評価基準

電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数を開示（※1）しており、かつ下表の環境評価項目の得点の合計が70点以上であること。

環境評価項目	区分	配点
(1) 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数（事業者全体）) (kg-CO ₂ /kWh)（※2）	0.350 未満	70
	0.350 以上 0.375 未満	65
	0.375 以上 0.400 未満	60
	0.400 以上 0.425 未満	55
	0.425 以上 0.450 未満	50
	0.450 以上 0.475 未満	45
	0.475 以上 0.500 未満	40
	0.500 以上 0.520 以上	35
	0.520 以上	0
(2) 未利用エネルギーの活用状況（※3）	1.350%以上	15
	0.675%以上 1.350%未満	10
	0.0% 超 0.675%未満	5
	活用していない	0
(3) 再生可能エネルギーの導入状況（※4）	25.00%以上	30
	20.00%以上 25.00%未満	25
	15.00%以上 20.00%未満	20
	10.00%以上 15.00%未満	15
	5.00%以上 10.00%未満	10
	0.00% 超 5.00%未満	5
	導入していない	0
(4) 加点の対象となる取組（※5）	取り組んでいる	5
	取り組んでいない	0

※1 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報の開示は、「電力の小売営業に関する指針（経済産業省、最新版を参照）」に示された電源構成等や非化石証書の使用状況の算定や開示に関する望ましい方法に準じて実施していること。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、電源構成の情報を開示していない者は、事業開始日から1年間に限って開示予定時期（事業開始日から1年以内に限る）を明示することにより、適切に開示したとみなす。

※2 1kWh 当たりの二酸化炭素排出係数（調整後排出係数（事業者全体））は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が環境省のHP（<https://policies.env.go.jp/earth/ghg-santeikohyo/calc.html>）において、令和7年度提出用として公表している数値を用いることとする。

ただし、新たに電力の供給に参入した小売電気事業者であって、上記HPにおいて調整後排出係数（事業者全体）が公表されていない者は、当該事業者が自ら検証・公表した調整後排出係数（事業者全体）を用いることができるものとする。

※3(1) 未利用エネルギーの活用状況とは、次の方法により算出した数値をいい、二酸化炭素排出係数の算定と同じ年度の実績により評価することとする。

①未利用エネルギーによる発電電力量（送電端）(kWh) を、②供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値

（算出方式）未利用エネルギーの活用状況（%）＝①÷②×100

※3(2) 未利用エネルギーとは、発電に利用した次に掲げるエネルギー（他社電力購入に係る活用分を含む。（ただし、インバランス供給を受けた電力に含まれる未利用エネルギー活用分については含まない。））をいう。

① 工場等の廃熱又は排圧

② 廃棄物の燃焼に伴い発生する熱（電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。以下「再エネ特措法」という。）第 2 条第 3 項において定める再生可能エネルギー源に該当するものを除く。）

③ 高炉ガス又は副生ガス

※3(3) 未利用エネルギーによる発電を行う際に、他の化石燃料等の未利用エネルギーに該当しないものと混燃する場合は、次の方法により未利用エネルギーによる発電量を算出する。

① 未利用エネルギー及び未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の双方の実測による燃焼時の熱量が判明する場合は、発電電力量を熱量により按分する。

② 未利用エネルギーの実測による燃焼時の熱量が判明しない場合は、未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼時の熱量と当該発電機の効率から未利用エネルギーに該当しない化石燃料等の燃焼に伴う発電量を算出し、当該数値を全体の発電量から除いた分を未利用エネルギーによる発電分とする。

※4(1) 再生可能エネルギーの導入状況における評価対象の再生可能エネルギー電気は、再エネ特措法施行規則において規定されている交付金の対象となる再生可能エネルギー源を用いる発電設備（太陽光、風力、水力（30,000kW 未満。ただし、揚水発電は含まない。）、地熱及びバイオマス）による電気を対象とする。

※4(2) 再生可能エネルギーの導入状況とは、次の①から⑤に示した再生可能エネルギー電気の利用量（kWh）を、⑥に示した供給電力量（需要端）(kWh) で除した数値をいう。ただし、①から⑤の再生可能エネルギー電気の利用量は前年度に小売電気事業者の調整後排出係数の算定に用いたものに限る。

（算出方式）再生可能エネルギーの導入状況（%）＝（①＋②＋③＋④＋⑤）÷⑥×100

① 自社施設で発生した再生可能エネルギー電気又は相対契約によって他者から購入した再生可能エネルギー電気とセットで供給されることで再生可能エネルギー電源が特定できる非 FIT 非化石証書の量（送電端（kWh））

② グリーンエネルギーCO₂ 削減相当量認証制度により所内消費分の電力に由来するものとして認証されたグリーンエネルギーCO₂ 削減相当量に相当するグリーンエネルギー証書（電力）の量（kWh）

③ J-クレジット制度により認証された再生可能エネルギー電気由来クレジットの電力相当量（kWh）

④ 非化石価値取引市場から調達した固定価格買取制度による再生可能エネルギー電気に係る非化石証書の量（kWh）

⑤ 非化石価値取引市場から調達した再生可能エネルギー電気であることが判別できるト

ラッキング付非 FIT 非化石証書の量 (kWh)

⑥ 前年度の供給電力量（需要端）(kWh)

※5 加点の対象となる取組とは、需要家の省エネルギーの促進、電力ひっ迫時における使用量抑制等に資する「需要家に対する省エネルギーに関する情報提供、簡易的なデマンド・レスポンスの取組」及び地域における再生可能エネルギー電気の導入拡大に資する「地域における持続的な再生可能エネルギー電気の創出・利用に向けた取組」のことをいい、具体的には、次の①～④に掲げるいずれかを実施している場合に加点する。

- ① 需要家の設定した使用電力を超過した場合に通知する仕組みを有している。
- ② 需給ひっ迫時において供給側からの要請に応じ、電力使用抑制に協力した需要家に対し経済的な優遇措置を実施している。
- ③ 京都府下において、地産地消の再生可能エネルギーに関する再エネ電力メニューを設定している。
- ④ 京都府下の発電所の指定が可能な再エネ電力メニューを設定している。

様式（第6条関係）

京都市環境に配慮した電力調達契約評価項目報告書

商号又は名称			
代表者職・氏名			
所在地			
問い合わせ先（部署）			
担当者名		電話番号	— —
電気事業法第2条の2の規定に基づく小売電気事業の登録番号			

1 電源構成、非化石証書の使用状況及び二酸化炭素排出係数の開示状況

開示方法	開示予定時期	提出資料
①ホームページ ②パンフレット ③チラシ ④その他（ ）		開示方法が確認できる資料

2 電気供給状況

環境評価項目	数値等	得点	提出資料
(1) 令和 年度の1kWh当たりの二酸化炭素排出係数 (調整後排出係数(事業者全体))	kg-CO ₂ /kWh		
(2) 令和 年度の未利用エネルギーの活用状況	%		算出根拠となる資料
(3) 令和 年度の再生可能エネルギーの導入状況	%		算出根拠となる資料
(4) 加点の対象となる取組	取り組んでいる ・ 取り組んでいない		取組状況が確認できる資料

合計得点	点
------	---

京都市環境政策局地球温暖化対策室 あて

上記報告内容は事実と相違ないことを誓約いたします。

令和 年 月 日

代表者職・氏名

電力入札に関するよくある質問

質問 1 契約種別（業務用又は産業用）を教えてください。

回答 1 仕様書に記載がありますので確認してください。

なお、契約種別として、「A S—T O U」など、関西電力株式会社との契約当時の料金メニューを記載している施設がありますが、仕様書及び単価契約依頼明細書に記載の料金メニュー（夏季及びその他季の単価設定）に従って入札金額の積算を行ってください。

質問 2 入札金額算定時、力率は全て 1 0 0 %にて積算してよろしいでしょうか。

回答 2 入札金額算定時は、仕様書に記載の予定平均力率を用いて積算してください。

質問 3 施設ごとに異なる単価設定も可能でしょうか。

回答 3 同じ単価を設定してください。

質問 4 代金支払について、弊社は 3 0 日以内のお支払をお願いしております。御了承頂けますか。

回答 4 適法な請求書を受理した日から 3 0 日以内の支払となります。

質問 5 検針後の検針結果（検針票）は、WEBでの発行となりますがよろしいでしょうか。

回答 5 構いません。ただし、WEBでの発行に必要な事務手続きについては、全て各担当課の所属長名の記名・押印で対応することを了承してください。

なお、個別の仕様書において、契約電力、最大使用電力、使用電力量等のデータの提出について指示のある場合は、その内容に従ってください。

質問 6 WEB請求書（メール）での請求は可能でしょうか。

回答 6 不可です。

なお、請求書の提出を受けて、本市から代金の支払を行うためには、事業者の発行する「お客様番号」が必要ですので、令和 8 年 3 月 3 1 日までに各担当課へ必ず通知してください。

質問 7 弊社では請求書に記載されるのは、基本料金単価と金額、契約電力、電力量料

金単価と金額、力率となり、力率の割引額等は記載されませんがよろしいでしょうか。

回答 7 構いません。

質問 8 一般送配電事業者が値上げを行った場合、契約単価の見直しに応じていただけるのでしょうか。

回答 8 契約締結後の単価の見直しは行いません。

質問 9 「地球温暖化対策のための税」の増額があった場合、契約単価の見直しに応じていただけるのでしょうか。

回答 9 質問 8 の場合と同様、契約締結後の単価の見直しは行いません。

質問 10 燃料費調整単価、市場価格調整単価、力率の取扱いはみなし小売電気事業者（関西電力株式会社）と同様のものとさせていただいてよろしいでしょうか。

回答 10 御認識のとおりです。ただし、入札時に積算に用いた算出式を契約期間適用するものとします。

質問 11 契約書締結時に弊社の電力需給約款を参照するような文言を契約書に追加したいのですが可能でしょうか。

回答 11 契約書に落札者の電力需給約款を参照する文言の追加には応じられません。

質問 12 積算内訳書はそれぞれの施設ごとに作成が必要でしょうか。

回答 12 施設ごとでなく、入札案件ごとに 1 件の作成で構いません。

ただし、回答 3 のとおり、積算に当たってはすべての施設で同じ単価を設定してください。